平成２７年（フ）第４１０号
鹿児島県鹿児島市吉野町2101番地13
債務者　遠藤　芳久
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
鹿児島県鹿児島市吉野町2101番地13
債務者　遠藤　安江
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３５号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目29番９号　アクティブパレス旭ケ丘201、従前の住所仙台市泉区上谷刈１丁目５番14号　シグマハイツ101
債務者　与那覇純野（旧姓菰岡）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
仙台市泉区将監３丁目７番３号　ファミールＡＰ13―101
債務者　岡元　弘行
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
仙台市泉区南光台南１丁目16番14号　ラフォーレあずさⅡ―202
債務者　伊藤　達哉
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７９号
仙台市青葉区北根２丁目１番10号　ミルフィーユＫＪＳ301
債務者　二瓶　由香
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
茨城県水戸市成沢町504番地
債務者　山中　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３号
茨城県笠間市石井1828番地　市営石崎住宅Ｃ棟13号
債務者　奥田　昭信
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２１号
茨城県水戸市袴塚３丁目12番17号
債務者　水堀　貴光
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
茨城県水戸市袴塚３丁目12番17号
債務者　水堀加那子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２６号
茨城県常陸大宮市宇留野19番地の１
債務者　長山　文枝
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
長野県松本市蟻ケ崎５丁目４番10号　愛光苑ありがさき
債務者　木船　　保
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３号
三重県南牟婁郡御浜町大字志原７番地26
債務者　平野　賢太
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第５７９号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ９―405号
債務者　西川千惠子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７０号
大阪市住吉区苅田８丁目７番１号　ルミエールコトブキ我孫子303号
債務者　村上　暉郎
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７９号
大阪市浪速区下寺３丁目３番10号　井上ビル７Ｃ号、前住所大阪市北区豊崎３丁目20番17号　メゾンリッチ602号室
債務者　高岸マリーグレイスこと　ＴＡＫＡＧＩＳＨＩ　ＭＡＲＩＥ　ＧＲＡＣＥ
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部